

4. 各分野における施策

① 性犯罪被害者への対応

不同意性交等、不同意わいせつ等の性犯罪は、被害者の尊厳を踏みにじり、身体的のみならず精神的にも極めて重い被害を与える犯罪です。このため、警察では、従来から殺人、強盗等と並んで性犯罪を重要犯罪として捉え、その捜査に力を入れてきました。

性犯罪被害者は、精神的なダメージ等から、警察への被害申告をためらうことも多く、性犯罪は特に被害が潜在化しやすい犯罪です。

そこで、警察では、性犯罪被害者の精神的負担を軽減するとともに、被害の潜在化を防止するため、次のような施策を推進しています。

性犯罪被害者が希望する性別の捜査員による対応

性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するためには、性犯罪被害者が希望する性別の捜査員が対応することが重要であるため、各都道府県警察では、男性警察官、女性警察官の双方を性犯罪指定捜査員に指定しています。性犯罪指定捜査員は、被害者からの事情聴取をはじめ、証拠採取、被害者立会いの実況見分、被害者に対する刑事手続についての説明等、性犯罪被害者にかかわる様々な業務に従事しています。

性犯罪捜査指導官等の設置

都道府県警察では、警察本部に「性犯罪捜査指導官」及び「性犯罪捜査指導係」を設置し、性犯罪捜査の指導・調整、発生状況の集約、性犯罪捜査に関する知見を有する捜査員の育成等を行っています。



性犯罪指定捜査員の指定書交付式

証拠採取における配慮

性犯罪被害を受けた場合、その証拠となるものが被害者の身体や衣類に残されていることが多く、その痕跡が失われないよう、被害直後に証拠の採取や衣類の提出が必要となることがあります。

しかし、被害直後のショックや羞恥心から、これを感じて負担を感じる被害者も少なくないことから、各都道府県警察では、そのような負担をかけずに採取を行えるよう、採取要領を定めているほか、採取に必要な用具、被害者の衣類を預かる際の着替え等を整備しています。



女性医師による診断(被害者は模擬)

① 性犯罪被害者への対応

性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」の導入

性犯罪被害者等が相談しやすい環境を整備するため、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」を平成29年8月から導入し、令和元年度には、24時間対応化及び無料化を行いました。ダイヤルすると発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。



性犯罪の被害に遭われた方へ

岡山県警察本部警務部県民広報課犯罪被害者支援室

突然、理不尽な性犯罪被害に遭ってしまい、どうすればよいのか分からず、誰に何を話したらよいのか悩んでいらっしゃる方、性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」で相談してみませんか。

また、周囲で性犯罪被害に遭われた方がいて、どこに相談すればよいかわからない迷っておられる方のご相談も受け付けています。

性犯罪は、性別や年齢を問わず、誰にでも被害に遭う可能性があります。人の尊厳を無視し、己の欲望のままに行われた犯罪は、被害者の身体、心までも傷つけ、被害に遭われた方だけでなく、ご家族や周囲の方にも苦しみを与え続けます。

「あのとき自分がこうしていれば被害に遭わなかったかもしれない」、「警察に言った後、相手から恨まれるかもしれない」と、自分自身を責めたり、相手からの仕返しを心配されている方がおられるかもしれません。

警察では、あらゆる被害の相談を受け付けている中、特にデリケートな性犯罪被害の相談については、被害に遭われた方のご希望を踏まえて対応しています。

秘密は守られ、相談された方の安全の確保や、身体的、精神的な被害回復のためにご利用いただける様々な被害者支援制度も整備されています。

あなたの苦しみやつらい気持ちを相談電話で話してみませんか。警察は、24時間365日、いつでも相談を受け付けています。

緊急避妊等の経費負担

性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費(初診料、診断書料、性感染症等の検査費用、人工妊娠中絶費用等を含む。)に係る公費負担制度を各都道府県警察において運用し、性犯罪被害者の負担の軽減を図っています。また、これにより、被害申告を受けるなどして、潜在化している同種事案の拡大防止も図っています。

関係機関との連携強化

性犯罪捜査に当たっては、性犯罪被害者の負担軽減やその支援のため、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を含む犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等とも連携しています。

また、事件発生時における迅速かつ適切な診断・治療のほか、証拠採取等を行うため、産婦人科医会等とのネットワークを構築し、連携強化に努めています。

交番における安全対策の推進

性犯罪被害への不安を抱えている方の安全対策を推進するため、相談者の希望する性別の職員が対応できるよう、性犯罪の発生状況等を勘案し、交番に女性警察官を配置して、相談への対応やアドバイスを行うほか、必要に応じてパトロールなどを行っています。

また、交番では、相談者のプライバシーを保護するため、外部からの視線や防音に配慮したコミュニティルーム等を設置するなど、女性が安心して相談できる環境の整備に努めています。



相談者に対応する女性警察官（相談者は模擬）

鉄道警察隊における安全対策の推進

鉄道警察隊においては、女性警察官を配置するとともに、捜査部門と連携し、列車内における痴漢行為や性犯罪についての相談、被害の届出に対応しています。

また、被害の実態や発生状況に応じ、性犯罪被害者に同行して通勤・通学電車に乗車するなどの警戒活動を行い、性犯罪被害の防止、被疑者の検挙に努めています。



鉄道警察隊

コラム 私の支援指針

警察署勤務 警察職員

「どうかこれからも、あなたのその優しさと細やかさを忘れないでくださいね。」

そうしたためられたご遺族からのお手紙に自然と涙がこぼれ、被害者支援室での二年間が走馬灯のように脳裏を駆け巡りました。

私は犯罪被害者支援室員を命じられ、二年間犯罪被害者等への経済的・精神的な支援、また支援に従事する警察職員の教養などを担当していました。被害者支援室が担う多岐に渡る業務内容に戸惑う日々でしたが、中でも「被害者支援とは何か」を根本から考えるきっかけとなったのが、「命の大切さを学ぶ教室」でした。犯罪被害に遭われたご遺族を講師に招き、県内の中高生に対して、犯罪被害者の実情や命の尊さ、絶え間ない支援の大切さを伝えるこの授業の運営を任せられた時、私は心の中に「恐い」という感情が湧いたのを今でも覚えています。教室の運営、すなわちそれは犯罪被害者の遺族に会い対応すること。これまで被害者遺族と接したことが一度もなかった私にとって、それは大きな大きな戸惑いでしかありませんでした。

「初めに何と声を掛けたらよいのだろう。」
「私の何気ない一言で傷つけてしまったらどうしよう。」

そのような不安にさいなまれながら、着任から約二か月後、とある中学校で開催した命の大切さを学ぶ教室。そこで私は一人の被害者ご遺族とお会いしました。

ご遺族 A さんは今から約三十年前、当時小学校一年生だった最愛の娘さんを居眠り運転のトラックに撥ねられ亡くされました。即死だったといえます。A さんは講演に際し、娘さんの遺影や遺品、幼い頃の写真を数多く紹介しながら、わずか七年しか生きられなかつ

た娘さんの人生、事故の状況、その時のご家族の様子、事故後の辛く悲しい日々について語りました。そして、「自分の命は自分だけのものではありません。あなた方がいなくなったらたくさんの人が悲しみます。他者を思いやり、どうかかけがえのない命を大切に、精一杯人生を謳歌してってください。」という言葉とともに、講演を締めくくりました。真剣な顔つきで A さんの話に耳を傾ける生徒たちの表情が非常に印象的であったのと同時に、私自身初めて聴く被害者遺族の話に次から次へと涙が溢れてきました。生きていたらどのような人生を歩んでいただろう、と娘さんに思いを寄せると居たたまれず、講演風景の写真を撮るふりをして、会場の一番後ろで必死に涙を拭ったのを覚えています。A さんの娘さんが命を奪われた年に、私はこの世に生を受けました。そのなんとも表現のしようのない現実言葉が見つからず、講演後 A さんに何と声を掛けようかと、まとまらない思いを巡らせていました。

「A さん、私今日初めて被害者遺族の話をお聴いたのですが、何というか、言葉が見つからなくて……。」

そう言いながら、また溢れそうになる涙を必死で堪えていると、

「色々感じ取って下さったのですね。ありがとうございます。嬉しいですよ。」

A さんは優しく声を掛けてくださいました。

「機会があったら、また一緒に命の教室やってくださいね。」

A さんの言葉に自然と顔がほころびました。自身の辛い経験を話すことは大きなストレスとなっている中で、私に向けて下さった

温かな笑顔が嬉しくもあり、衝撃的でもあり、この時被害者支援室員として自身が担うべき被害者支援とはどういうものだろうか、ということを実際に考えました。

それから日々の業務を通じて、被害者支援に関する書籍を読み漁ったり、数々の講演会や研修会にも参加し、自分なりの「被害者支援」を模索しました。しかし、考えれば考えるほど支援に「これ」という正解はなく、相手の捉え方や支援者のやり方によって正しい支援というのは変わってくるのだということを痛感しました。

「被害者支援って本当に難しい。」

ことあるごとにこの言葉を漏らしていたように思います。そうした中でも私なりにこれだけは常に心に留めていこうと思ったことがあります。

「真摯に真心をもって相手の心に気持ちを寄せること」

「被害者らのこれまでの経験や想いに対して想像力を働かせること」

「被害者支援って本当に難しい。」 そう思った中でも、これから先いかなる被害者・ご遺族にお会いしても、これだけは自分の支援の指針としていこうと決めました。

その後、A さんには「命の大切さを学ぶ教室」を何度も依頼しました。回を重ねるごとに私自身のこと、A さんの趣味や日々の日課などたわいもない会話をするようになり、和やかで楽しいものでしたが、回を重ねても「命の大切さを学ぶ教室」の開催は慣れることはありませんでした。聴く講演は同じにもかかわらず、毎回独特の緊張感と不安に押しつぶされそうになりながら、今日の講演会も上手くいったと思ってくだらうか、私の発した言葉に気分を害されなかつたらうか、そのような思いを抱え、毎回帰路に着いたのを覚えています。

私は二年間在籍した犯罪被害者支援室から異動し、支援とは少し離れた業務に従事しています。この二年間「被害者支援とは何か。」を必死で考え、自分なりに出した指針、

「真摯に真心をもって相手の心に気持ちを寄せる」

「被害者らのこれまでの経験や想いに対して想像力を働かせる」

のもと、被害者の遺族と接してきました。しかし、この姿勢が果たして正しかったのか、私の独りよがりになっていなかったか、わかりません。もしかしたら「上辺だけ」と捉えられていたかもしれません。ご遺族だけでなく、被害当事者に接しても毎回不安と反省ばかりで、話したいことの半分も伝えられないような状況でした。支援室員として向いていなかったかもしれない、そのような思いもどこかで感じていました。

しかし、異動が決まり、A さんをはじめ「命の大切さを学ぶ教室」で関わった被害者ご遺族の方々にお礼と感謝の意を伝えた際、「どうかこれからも、あなたのその優しさと細やかさを忘れないでくださいね。」

そうしたためられたお手紙に、自分なりに信じてやってきた姿勢や思いは少なからず伝わっていたのだと実感し、これまでやってきたことが報われたような、万感胸に迫る思いでした。今支援業務からは離れてしまいましたが、これからも被害者支援室で学び得た経験を忘れず、常に被害者の方々の心に想いを寄せられる警察職員で在り続けようと思っています。

警察職員による被害者支援手記のHP
<https://www.npa.go.jp/higaisya/syuki/index.html>